

株 主 各 位

## 第122期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第122期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

■事業報告

6. 会社の支配に関する基本方針

■連結計算書類

連結注記表

■計算書類

個別注記表

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（[http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/event/shareholder\\_meeting/](http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/event/shareholder_meeting/)）に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

シャープ株式会社

# 事業報告

## 6. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社取締役会は、当社グループのように製造業を営む企業が、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるためには、中長期的な視点により先端技術や製造技術を自社内で開発、活用し、また、この間に顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの良好な協力関係を構築することが必要不可欠であると考えております。

また、当社グループの買収を企図した当社取締役会の賛同を得ない当社株式の買付行為であっても、これに応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様において判断されるべきものであると考えておりますが、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に明白な侵害をもたらすものや、株主の皆様は株式の売却を強要するおそれのあるものなどの不適切な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えており、このような不適切な買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することも必要であると考えております。

### (2) 基本方針の実現に資する特別の取り組み

当社グループは、「誠意と創意」の経営信条の下、時代を先取りする独自商品の開発を通じて、企業価値の向上に努めるとともに、社会への貢献を果たしてきました。

また、当社グループは、先進のエレクトロニクス技術を駆使し、顧客のニーズを捉えた革新的な商品やサービスを創出することが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えております。

こうした考えの下、「2015～2017年度 中期経営計画」では、以下の3つの重点戦略を着実に実行し、「抜本的構造改革の断行による安定的収益基盤の構築」を目指してまいりました。

#### ①事業ポートフォリオの再構築

当社の事業を、顧客や事業特性に応じた5つのカンパニーに再編。

- ・コンシューマーエレクトロニクスカンパニー
- ・エネルギーソリューションカンパニー
- ・ビジネスソリューションカンパニー
- ・電子デバイスカンパニー
- ・ディスプレイデバイスカンパニー

#### ②固定費削減の断行

事業構造・拠点改革の推進、希望退職や海外拠点縮小に伴う人員削減、本社のスリム化や緊急人件費対策などを実行。

#### ③組織・ガバナンスの再編・強化

上記カンパニー制導入のほか、以下の人事改革を実行。

- (a) 等級・報酬制度の見直し
- (b) 処遇の適正化
- (c) 実力ベースの人材登用徹底
- (d) 組織のフラット化・シンプル化

このほか、コンプライアンス意識やステークホルダーの視点をもって事業活動に取り組むことにより企業の社会的責任を果たすとともに、環境・教育・社会福祉の分野を中心とした様々な社会貢献活動の推進により、広く社会からの期待に応え、信頼と評価を高めるよう推進してまいります。また当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考えており、連結業績と財務状況並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し、長期的な視点に立って、株主の皆様への利益還元に取り組んでまいります。これらのほか、(3)の取り組みを行っております。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取り組み

当社は、特定の株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株式の買付行為（以下、「大量買付行為」といい、そのような買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）に関するルールを『当社株式の大量買付行為に関する対応プラン』（以下、「本プラン」といいます。）として定めており、その概要は次のとおりです。

- ①(1)の基本方針に記載のとおり、当社取締役会は、当社株式の大量買付行為に応じるか否かについては、最終的には当社株主の皆様において判断されるべきものであると考えておりますが、株主の皆様が適切な判断を行うためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供される必要があると考えており、そのためには、大量買付行為が行われる際の一定の合理的なルールを設定しておくことが不可欠であると考えております。
- ②当社取締役会が設定するルールでは、大量買付者に対して、イ) 一定の期間内に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報提供をすること、ロ) 当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大量買付行為を開始することを求めています。
- ③当社取締役会は、大量買付者がルールを遵守しない場合、あるいは、ルールを遵守していてもその行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうと判断される場合には、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保するため、対抗措置を発動することがあります。
- ④当社取締役会による大量買付行為の検討・対抗措置の発動にあたっては、社外取締役、社外監査役及び外部の有識者の中から選任される3名以上の委員により構成される特別委員会の勧告を最大限尊重し、最終決定いたします。なお、以下の場合には、原則として株主意思確認総会を開催し、当社取締役会はその決議に従います。
  - ・特別委員会が、対抗措置発動についてあらかじめ株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合
  - ・当社取締役会が株主の意思を確認することが適切であると判断した場合
- ⑤当社取締役会が、対抗措置の発動を決定した後、大量買付者から必要かつ十分な情報の提供があり、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると特別委員会が勧告し、当社取締役会が判断した場合は、対抗措置を取り止めます。

#### (4) 本プランに対する取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが(1)の基本方針に沿っており、また、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社従業員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- ①本プランは、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会の評価期間が経過した後のみ当該大量買付行為を開始することを求め、これを遵守しない場合、あるいは、遵守していても当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なうような不適切な大量買付行為が行われる場合には、当社取締役会が大量買付者に対して相当の対抗措置を発動することがあることを明記しております。
- ②本プランは、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の代替案の提示を受ける機会の提供をルール化し、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行える環境を整えるものです。また、本プランの発効・継続は、当社株主の皆様の承認を条件としています。
- ③本プランは、不適切な大量買付行為に対して、当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示するものであり、対抗措置の発動は本プランに従って行われます。さらに、大量買付行為に関して当社取締役会が評価、検討、対抗措置の発動等を行う際には、外部専門家等から助言を得るとともに、特別委員会の意見を最大限尊重すること、株主の意思を確認することが適切と判断した場合は株主意思確認総会を開催し、取締役会はその決議に従うことを定めており、本プランには当社取締役会による適正な運用を担保するための手続が盛り込まれています。

#### (5) 本プランの有効期間

本プランは、平成26年6月25日に開催された当社第120期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、その有効期間は平成29年6月30日までに開催される第123期定時株主総会終結の時までとなっています。

- (注) 本プランの詳細については、当社ウェブサイトに掲載のニュースリリースをご参照ください。  
・平成27年5月14日付ニュースリリース  
<http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/pdf/2015/150514-1.pdf>

なお、『当社株式の大量買付行為に関する対応プラン』につきましては、平成28年2月25日及び平成28年3月30日開催の取締役会において、鴻海精密工業股份有限公司等に対し、第三者割当による新株式（普通株式及びC種種類株式）発行の決議及びその修正決議を行っており、当該株式の発行後においては、継続する必要性が小さくなると考えられることから、廃止することを検討しております。

# 連結計算書類

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 78社

主要な連結子会社の名称

「事業報告 1. 企業集団の現況に関する事項(10) 重要な子会社の状況」に記載しているため省略しております。

このうち、ネパ・ビジネス・ソリューションズ・チェコ・リパブリック・エス・アール・オー他1社については、当連結会計年度において買収したため、連結の範囲に含めております。一方、前連結会計年度まで連結子会社であったシャープ・エレクトロニカ・メキシコ・エス・エー・デ・シー・ブイ及びシャープ新潟電子工業(株)他1社は、当連結会計年度において株式または出資持分全部を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。また、前連結会計年度まで連結子会社であった夏普科技(無錫)有限公司他4社は、当連結会計年度において清算終了のため、連結の範囲から除外しております。また、前連結会計年度まで連結子会社であったグルッポ・ディジット・エッセ・エッレ・エレは、当連結会計年度において当社連結子会社であるシャープ・エレクトロニクス・イタリア・エス・ピー・エーに吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 シャープ・インディア・リミテッド

連結の範囲から除いた理由

総資産、売上高、当期純損益、及び利益剰余金等からみて小規模であり、かつ、全体としても連結計算書類の項目に重要な影響を及ぼすものではないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用非連結子会社の数 1社

持分法適用関連会社の数 19社

主要な会社等の名称 シャープファイナンス(株)、堺ディスプレイプロダクト(株)

このうち、前連結会計年度まで持分法適用会社であった(株)レコモットは、当連結会計年度において一部株式を譲渡したため、持分法適用会社から除外しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称 シャープ・テレコミュニケーションズ・オブ・ヨーロッパ・リミテッド

持分法を適用していない理由

連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

夏普弁公設備(常熟)有限公司他14社は12月31日が事業年度の末日であります。

連結計算書類の作成に当たって、これらの会社については、連結会計年度の末日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………主として期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として総平均法により算定)

時価のないもの……………主として総平均法による原価法

##### ②たな卸資産の評価基準及び評価方法

当社及び国内連結子会社は、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により評価しております。

在外連結子会社は、移動平均法による低価法により評価しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社

定率法を採用しております。

ただし、三重工場及び亀山工場の機械及び装置については定額法によっております。

また、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

在外連結子会社

定額法を採用しております。

##### ②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、主として社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法、製品組込ソフトウェアについては、見込販売数量に基づく方法によっております。

##### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、当社及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③製品保証引当金

製品の保証期間内のアフターサービスに要する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の保証見込額を加味して計上しております。

④販売促進引当金

当連結会計年度の売上に係る販売促進費等の将来の支払に備えるため、代理店・販売店への当連結会計年度の売上に係る販売促進費等の支払見積額を計上しております。

なお、販売促進引当金は、当社の中国販売子会社において第4四半期における売上高の大幅な減少に伴う今後の取引方針の変更等により、取引先との販売促進費用の支払が必要となる可能性が高いことから当連結会計年度末より計上しております。

⑤訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

⑥事業構造改革引当金

事業構造改革に伴い将来発生する費用に備えるため、その発生見込額を計上しております。

⑦買付契約評価引当金

原材料を長期間にわたって購入する契約について、原材料の市場価格が契約上の購入価格に比べ大幅に下落している場合に、将来の当該契約の履行に伴って、今後の生産・販売事業から発生する損失に備えるため、契約上の購入価格と直近の市場価格との差額を契約損失見込額として計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による按分額により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による按分額により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却は、効果の発現する期間の見積りが可能なものについてはその年数で、それ以外のものについては5年間で均等償却しております。ただし、金額に重要性がない場合には、発生年度において全額償却しております。

④消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

⑤連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## (会計方針の変更等に関する注記)

### (会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。

### (会計上の見積りの変更)

当社は従来、たな卸資産の評価基準について、取得から一定の期間を超える場合には原則として一定の率に基づき規則的に帳簿価額を切り下げた価額をもって貸借対照表価額としておりましたが、急激な価格下落及びたな卸資産の滞留状況等に鑑み、たな卸資産に係る収益性の低下の事実をより適切に財政状態及び経営成績に反映させるため、当連結会計年度において、帳簿価額切り下げに係る一定の期間及び一定の率について変更することといたしました。

この結果、従来の方と比べて、当連結会計年度の売上原価が47,068百万円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失が同額増加しております。

## (表示方法の変更に関する注記)

### 連結貸借対照表

- (1) 前連結会計年度において区分掲記していた「有形固定資産」の「建設仮勘定」(当連結会計年度7,916百万円)は、重要性が乏しくなったため、「有形固定資産」の「その他」に含めて表示することといたしました。
- (2) 前連結会計年度において「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示していた「繰延税金資産」は、重要性が増したため、区分掲記することといたしました。なお、前連結会計年度の金額は、18,961百万円であります。
- (3) 前連結会計年度において「流動負債」の「その他」に含めて表示していた「預り金」は、重要性が増したため、区分掲記することといたしました。なお、前連結会計年度のコ金額は、12,491百万円であります。
- (4) 前連結会計年度において区分掲記していた「流動負債」の「訴訟損失引当金」(当連結会計年度200百万円)は、重要性が乏しくなったため、「流動負債」の「その他」に含めて表示することといたしました。

(連結貸借対照表に関する注記)

|                        |                   |
|------------------------|-------------------|
| 1. たな卸資産の内訳            |                   |
| 製品                     | 125,710百万円        |
| 仕掛品                    | 22,862百万円         |
| 原材料及び貯蔵品               | 35,741百万円         |
| 合計                     | <u>184,313百万円</u> |
| 2. 担保に供している資産及び担保に係る債務 |                   |
| (1) 担保に供している資産         |                   |
| 現金及び預金                 | 25,958百万円         |
| 受取手形及び売掛金              | 49,491百万円         |
| たな卸資産                  | 87,217百万円         |
| 未収入金                   | 9,943百万円          |
| 建物及び構築物                | 156,500百万円        |
| 機械装置及び運搬具              | 9,936百万円          |
| 工具、器具及び備品              | 2,502百万円          |
| 土地                     | 81,908百万円         |
| 投資有価証券                 | 30,409百万円         |
| 合計                     | <u>453,864百万円</u> |
| (2) 担保に係る債務            |                   |
| 短期借入金                  | 433,998百万円        |

当連結会計年度末において担保に供している現金及び預金のうち23,913百万円は、スタンドバイ信用状開設のための担保に供しております。また、上記の他、連結上相殺消去されている連結子会社株式の一部を短期借入金の担保に供しております。

3. 偶発債務

- (1) 保証債務
- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 従業員住宅資金借入に対する保証 | 11,866百万円 |
|-----------------|-----------|
- (2) ソーラーパネルの原材料（ポリシリコン）の購入契約関連
- ソーラーパネルの原材料（ポリシリコン）の購入契約については、買付契約評価引当金を設定しておりますが、ソーラーパネルの原材料（ポリシリコン）の期末における購入契約には転売が禁止されているものがあるため、将来使用見込みが無くなった場合には回収が困難となり、追加の損失が発生する可能性があります。当該転売が禁止されている原材料の購入契約の買付契約評価引当金控除後の契約残高は19,437百万円であります。

(3) 生産拠点で使用する電気等の供給に係る長期契約関連

堺工場において太陽電池を生産するために必要な電気等の供給につき、複数のサプライヤーとの間で長期契約を締結しております。当該契約の当連結会計年度末の未経過残高は合計で38,064百万円(残年数は1.5年から12.75年)となっており、いずれも中途解約は不能であります。

当該電気等の供給に関する長期契約により、年間480メガワットの太陽電池生産が可能となっておりますが、堺工場における実際の生産量は現在年間160メガワット程度に留まっており、これらの長期契約は、エネルギーソリューション事業の割高な生産コストの原因となっております。しかし、堺工場における電気等の市場価格や当該契約によらない場合の電気等の調達価格及びそれらに基づく適正な生産コストの算定はできないため、当該契約に係る損失の見積りは困難であります。

(4) その他

TFT液晶事業に関し、欧州委員会競争総局等による調査を受けており、また、北米等において損害賠償を求める民事訴訟が提起されております。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失の内訳

| 用途  | 種類                            | 場所                                    |
|---|-------------------------------|---------------------------------------|
| 事業用資産<br>(コンシューマーエレクトロニクス(デジタル情報家電)生産設備等) | 金型、長期前払費用等                    | コンシューマーエレクトロニクス<br>カンパニー<br>栃木県矢板市    |
| 事業用資産<br>(エネルギーソリューション<br>生産設備等)          | 建物及び構築物、<br>ソフトウェア等           | エネルギーソリューションカンパニー<br>奈良県葛城市<br>大阪府堺市他 |
| 事業用資産<br>(電子デバイス<br>生産設備等)                | 建物及び構築物等                      | 電子デバイスカンパニー<br>広島県三原市他                |
| 事業用資産<br>(ディスプレイデバイス<br>生産設備等)            | 建物及び構築物、機械装置<br>及び運搬具、フォトマスク等 | ディスプレイデバイスカンパニー<br>三重県亀山市<br>三重県多気町他  |
| 遊休資産                                      | 建物及び構築物等                      | 奈良県天理市<br>奈良県大和郡山市                    |
| 事業用資産<br>(コンシューマーエレクトロ<br>ニクス<br>生産設備等)   | 建物及び構築物等                      | 米国、メキシコ                               |
| 遊休資産等                                     | 機械装置及び運搬具等                    | 中国、インドネシア、マレーシア                       |

当社グループは、事業用資産については事業所及び事業の種類等を総合的に勘案してグルーピングを行い、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

コンシューマーエレクトロニクス(デジタル情報家電)の当社事業用資産については、収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度に当該減少額(563百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、金型68百万円、長期前払費用424百万円、その他71百万円であります。なお、回収可能価額の算定は、建物、土地については鑑定評価に基づく正味売却価額によっております。また、その他の資産については正味売却価額を零としております。

エネルギーソリューションの当社事業用資産については、収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度に当該減少額(2,761百万円)を減損損失とし

て特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物668百万円、機械装置及び運搬具397百万円、ソフトウェア1,102百万円、その他594百万円であります。なお、回収可能価額の算定は、建物、土地については鑑定評価に基づく正味売却価額によっております。また、その他の資産については正味売却価額を零としております。

電子デバイスの当社事業用資産の一部については、生産体制の見直し及び集約予定であることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度に当該減少額(3百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物2百万円、その他1百万円であります。なお、回収可能価額の算定は、建物、土地については鑑定評価に基づく正味売却価額によっております。また、その他の資産については正味売却価額を零としております。

ディスプレイデバイスの当社事業用資産については、収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度に当該減少額(12,320百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物4,078百万円、機械装置及び運搬具4,401百万円、フォトマスク2,342百万円、その他1,499百万円であります。なお、回収可能価額の算定は、建物、機械装置、土地については鑑定評価等に基づく正味売却価額によっております。また、その他の資産については正味売却価額を零としております。

遊休状態である一部の当社共用資産等については、将来使用見込みがなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度に当該減少額(1,169百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物1,168百万円、その他1百万円であります。なお、回収可能価額の算定は、正味売却価額を零としております。

一部の連結子会社における米国、メキシコの事業用資産については、売却予定であった(売却済み)ことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度に当該減少額(2,552百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物2,037百万円、その他515百万円であります。なお、回収可能価額の算定は、正味売却価額によっております。

一部の連結子会社における中国、インドネシア、マレーシアの遊休資産等については、将来使用見込みがなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度に当該減少額(5,380百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、機械装置及び運搬具5,216百万円、その他164百万円であります。なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより、零と評価しております。

## 2. 事業構造改革費用

事業構造改革費用の内訳は以下のとおりであります。

- (1) 当社及び主要国内連結子会社における従業員の希望退職に係る費用(24,080百万円)
- (2) 米州向け液晶テレビ事業の構造改革に伴う解雇費用、資産処分損失等(6,820百万円)
- (3) 電子デバイスの構造改革に伴い、販売が見込めなくなった、たな卸資産評価損等(6,121百万円)
- (4) 南米子会社の事業終息費用(1,144百万円)

### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

#### 1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

|        |                |
|--------|----------------|
| 普通株式   | 1,701,214,887株 |
| A種種類株式 | 200,000株       |
| B種種類株式 | 25,000株        |

## 2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額  
該当する事項はありません。
- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
該当する事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に電気通信機器・電気機器及び電子応用機器全般並びに電子部品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らし、必要な資金を調達(主に銀行借入や社債発行)しております。

短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。長期借入金、社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務等に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引であります。

これら金融商品は信用度の高い金融機関と取引を行っております。

当社の営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

|                  | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価        | 差額      |
|------------------|----------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金       | 275,399        | 275,399   | —       |
| (2) 受取手形及び売掛金    | 287,271        | 286,757   | △ 514   |
| (3) 未収入金         | 148,111        | 148,111   | —       |
| (4) 有価証券及び投資有価証券 |                |           |         |
| ①子会社株式及び関連会社株式   | 212            | 1,632     | 1,420   |
| ②その他有価証券         | 32,525         | 32,525    | —       |
| 資産計              | 743,518        | 744,424   | 906     |
| (5) 支払手形及び買掛金    | 212,556        | 212,556   | —       |
| (6) 電子記録債務       | 66,131         | 66,131    | —       |
| (7) 短期借入金        | 612,593        | 612,593   | —       |
| (8) 預り金          | 110,890        | 110,890   | —       |
| (9) 社債           | 60,000         | 55,243    | △ 4,757 |
| (10) 長期借入金       | 40,251         | 41,641    | 1,390   |
| 負債計              | 1,102,421      | 1,099,054 | △ 3,367 |
| (11) デリバティブ取引(*) | 756            | 2,261     | 1,505   |

(\*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は、△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金及び預金  
預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 受取手形及び売掛金  
受取手形及び売掛金のうち短期で決済されるものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。  
また、売掛金のうち回収が長期にわたるものの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。
- (3) 未収入金  
未収入金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 有価証券及び投資有価証券  
これらの時価については、株式は主に期末前1ヶ月の取引所価格の平均に基づいております。
- (5) 支払手形及び買掛金  
支払手形及び買掛金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 電子記録債務  
電子記録債務は短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (7) 短期借入金  
短期借入金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (8) 預り金  
預り金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (9) 社債  
社債の時価については、市場価格によっております。
- (10) 長期借入金  
長期借入金は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。
- (11) デリバティブ取引  
為替予約等の振当処理によるものの時価は、期末日の先物為替相場により算定してしております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額108,923百万円)及び出資金(連結貸借対照表計上額24,764百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

|               |          |
|---------------|----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | △161円79銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 154円64銭  |

(重要な後発事象に関する注記)

1. 第三者割当による新株式の発行

当社は、平成28年2月25日及び平成28年3月30日開催の取締役会において、第三者割当による新株式（普通株式及びC種種類株式）発行の決議及びその修正決議を行い、平成28年4月2日に新株式割当予定先との間で、株式引受契約を締結いたしました。

新株式発行の概要は以下のとおりであります。

(1) 普通株式に係る募集の概要

|                     |   |
|---------------------|---|
| ① 発行新株式数            | 3,281,950,697株  |
| ② 発行価額              | 1株につき88円  |
| ③ 発行総額              | 288,811,661,336円  |
| ④ 資本組入額             | 1株につき44円  |
| ⑤ 募集等の方法<br>(割当予定先) | 第三者割当の方法により割り当てる。<br>鴻海精密工業股份有限公司に1,300,000,000株<br>Foxconn (Far East) Limitedに915,550,697株<br>Foxconn Technology Pte. Ltd.に646,400,000株<br>SIO International Holdings Limitedに420,000,000株   |
| ⑥ 発行の<br>スケジュール     | 株主総会決議：平成28年6月23日<br>払込期間：平成28年6月28日～平成28年10月5日   |
| ⑦ その他               | 金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生及び第三者割当増資の実行について必要とされる各国の競争当局の企業結合に関する届出許可等、各国の関係当局の許認可等が得られること、並びに平成28年6月23日開催予定の当社第122期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）及び同日開催予定の普通株主による種類株主総会、A種種類株主による種類株主総会及びB種種類株主による種類株主総会（以下、「本種類株主総会」という。）における当社普通株式の発行に係る議案の承認（特別決議）を払込の条件とします。 |

(2) C種種類株式に係る募集の概要

|                     |  |
|---------------------|--|
| ① 発行新株式数            | 11,363,636株  |
| ② 発行価額              | 1株につき8,800円  |
| ③ 発行総額              | 99,999,996,800円  |
| ④ 資本組入額             | 1株につき4,400円  |
| ⑤ 募集等の方法<br>(割当予定先) | 第三者割当の方法により割り当てる。<br>鴻海精密工業股份有限公司に11,363,636株  |
| ⑥ 発行の<br>スケジュール     | 株主総会決議：平成28年6月23日<br>払込期間：平成28年6月28日～平成28年10月5日  |
| ⑦ その他               | C種種類株式の剰余金の配当及び残余財産の分配については、普通株式と同順位であり、定められた取得比率を乗じた額とされております。<br>C種種類株式には議決権はなく、譲渡制限が付されております。<br>C種種類株式には、普通株式を対価とする取得条項が付されております。<br>金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生及び第三者割当増資の実行について必要とされる各国の競争当局の企業結合に関する届出許可等、各国の関係当局の許認可等が得られること、並びに本定時株主総会及び本種類株主総会におけるC種種類株式の発行に係る議案及びC種種類株式の発行に伴い必要となる定款の一部変更に係る議案の承認（特別決議）を払込の条件とします。 |

(3) 資金の使途

| 具体的な使途  | 金額 (百万円) | 支出予定時期              |
|---|----------|---------------------|
| OLED事業化に向けた技術開発投資、量産設備投資等   | 200,000  | 平成28年7月～<br>平成31年6月 |
| ディスプレイデバイスカンパニーにおける、中型液晶領域を中心とした高精細化・歩留り改善投資、次世代技術開発投資、その他増産・合理化投資等                             | 60,000   | 平成28年7月～<br>平成30年9月 |
| コンシューマーエレクトロニクスカンパニーにおける、IoT分野の業容拡大等ビジネスモデルの変革に向けた研究開発・金型投資、新興国向け事業拡大に向けた研究開発・金型投資、その他増産・合理化投資等 | 40,000   | 平成28年7月～<br>平成30年9月 |
| エネルギーソリューションカンパニーにおける、既存事業からの業態転換に向けたソリューション分野での研究開発・販路開拓投資等                                    | 8,000    | 平成28年7月～<br>平成30年9月 |
| 電子デバイスカンパニーにおける、車載・産業・IoT分野を中心とした成長分野への研究開発投資、販路開拓投資、その他増産・合理化投資等                               | 10,000   | 平成28年7月～<br>平成30年9月 |
| ビジネスソリューションカンパニーにおける、既存MFP事業の販路開拓投資、ロボティクス、ソリューション事業等の成長分野における研究開発投資、その他増産・合理化投資等               | 40,000   | 平成28年7月～<br>平成30年9月 |
| 日本・アジア・中国を中心とした重点地域における、ブランド価値の向上のための宣伝投資等一般経費、新規事業分野の拡大に向けた要素技術開発・基礎研究投資等一般経費                  | 26,527   | 平成28年7月～<br>平成31年6月 |

## 2. シンジケートローンの既存契約更改

当社は、平成25年6月25日に契約更新または締結を行い、平成28年3月30日に期間延長を実施したシンジケートローンについて、平成28年4月26日にシンジケートローン貸付人各行との間で契約の更改をいたしました。契約更改の概要は以下のとおりであります。

### (1) アレンジャー兼エージェント

(株)みずほ銀行及び(株)三菱東京UFJ銀行

### (2) 契約更改の実施日

平成28年4月28日から契約条件が更改されます。

### (3) 契約更改の内容

一部契約を除き、金利水準は既存契約よりも下がり、期間は契約更改の実施日から10年間となっております。

### (4) 資金使途

運転資金

### (5) 契約更改による影響

平成29年3月期において約72億円の借入コストの削減が見込まれます。

### 3. 資本金及び資本準備金の額の減少

当社は、平成28年5月12日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少（以下、「本資本金等の額の減少」という。）によるその他資本剰余金への振替を決議いたしました。

本資本金等の額の減少の概要は以下のとおりであります。

#### (1) 目的

「1. 第三者割当による新株式の発行」に記載のとおり、第三者割当による新株式の発行の効力発生により、当社の資本金及び資本準備金はそれぞれ194,405,829,068円増加することになりますが、「4. B種種類株式の取得」に記載のとおり、B種種類株式を取得し、種類株式に係る優先配当金や取得条項の行使による償還の際のプレミアムの負担を軽減するため、かつ、早期に財務体質の改善を図るため、本資本金等の額の減少を行い、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることといたしました。

#### (2) 減少すべき資本金の額

189,905,829,068円

#### (3) 減少すべき資本準備金の額

193,280,829,068円

#### (4) 本資本金等の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第3項並びに第448条第1項及び第3項の規定に基づき本資本金等の額の減少を行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金にそれぞれ振り替えます。

#### (5) 本資本金等の額の減少の日程

平成28年5月12日 本資本金等の額の減少に係る取締役会決議

平成28年5月27日 債権者異議申述公告（予定）

平成28年6月27日 債権者異議申述最終期日（予定）

平成28年10月5日 本資本金等の額の減少の効力発生日（予定）

ただし、第三者割当増資の効力発生日が平成28年10月4日以前の日である場合には、本資本金等の額の減少が効力を生ずる日を第三者割当増資の効力発生日と同日とする取締役会決議を行います。

#### 4. B種種類株式の取得

当社は、平成28年5月12日開催の取締役会において、当社発行のB種種類株式の全部につき、金銭を対価として取得することを決議いたしました。

B種種類株式の取得の概要は以下のとおりであります。

##### (1) 取得の理由及び方法

種類株式に係る優先配当金や取得条項の行使による償還の際のプレミアムの負担軽減のため、当社定款第6条の3第6項の規定に基づき、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合（以下、「JIS」という。）が保有しているB種種類株式の全部を金銭を対価として取得するものです。

なお、JISとの間で平成28年6月23日付でB種種類株式に係る引受契約を合意により解約することとなりました。

##### (2) 取得する株式の総数

25,000株

##### (3) 取得日

平成28年8月8日または第三者割当増資の効力発生日のいずれか遅い日

##### (4) 株式の取得対価

B種種類株式1株当たりの払込金額相当額（1,000,000円）の112%並びに当社定款で規定するB種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額に、取得するB種種類株式の総数を乗じて得られた額

なお、平成28年8月8日に取得した場合の取得対価は29,954,602,500円（1株につき1,198,184.1円）となります。

##### (5) その他

取得に必要な分配可能額を得るためには、第三者割当増資の効力発生及び「3. 資本金及び資本準備金の額の減少」に記載の本資本金等の額の減少の効力が発生する必要があります。

## 5. スtock・オプション（新株予約権）の割当て

当社は、平成28年5月12日開催の取締役会において、当社、当社子会社及び当社関連会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役、執行役員及び従業員（以下、「役職員」という。）に対し、Stock・オプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき承認を求める議案を、平成28年6月23日開催予定の第122期定時株主総会に付議することを決議いたしました。Stock・オプション（新株予約権）の割当ての概要は以下のとおりであります。

### (1) Stock・オプション制度導入の理由

当社の再生・成長に必要な人材を維持・獲得し、かつ、当社グループへの経営参加意識と業績向上への貢献意欲を高め、当社の企業価値向上へ貢献するインセンティブとなるべきStock・オプション制度を導入することとし、当社グループの役職員に対する報酬の一つとしてStock・オプションとしての新株予約権を発行するものです。

### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、192,000,000株を上限とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、目的となる株式の数を調整するものとします。

### (3) 発行する新株予約権の総数

192,000個を上限とします。

なお、新株予約権1個あたりの目的たる株式の数は1,000株とします。ただし、上記(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個あたりの目的たる株式数についても同様の調整を行います。

また、新株予約権の付与の時期は取締役会において定めるものとし、取締役会は当該上限の範囲内において複数回に分けて割り当てすることができます。

### (4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととします。

### (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行する株式1株あたりの金額（以下、「行使価額」という。）に、新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とします。行使価額は、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会決議の前日の東京証券取引所の終値と割当日の東京証券取引所の終値のうち、いずれか高い方の価格とします。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合等を行う場合は、行使価額を調整します。

### (6) 新株予約権の行使期間

割当日の2年後の応当日から7年後の応当日までとします。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とします。

# 計算書類

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの……………総平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料、仕掛品……………移動平均法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品……………最終取得原価法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、三重工場及び亀山工場の機械及び装置については定額法によっております。

また、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、主として社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法、製品組込ソフトウェアについては、見込販売数量に基づく方法によっております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

- (3) 製品保証引当金  
製品の保証期間内のアフターサービスに要する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の保証見込額を加味して計上しております。
  - (4) 訴訟損失引当金  
訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
  - (5) 事業構造改革引当金  
事業構造改革に伴い将来発生する費用に備えるため、その発生見込額を計上しております。
  - (6) 買付契約評価引当金  
原材料を長期間にわたって購入する契約について、原材料の市場価格が契約上の購入価格に比べ大幅に下落している場合に、将来の当該契約の履行に伴って、今後の生産・販売事業から発生する損失に備えるため、契約上の購入価格と直近の市場価格との差額を契約損失見込額として計上しております。
  - (7) 関係会社事業損失引当金  
関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案して、損失負担見込額を計上しております。
  - (8) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による按分額により費用処理しております。  
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による按分額により翌事業年度から費用処理することとしております。
4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- (1) 繰延資産の処理方法  
社債発行費  
社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。
  - (2) 退職給付に係る会計処理  
退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
  - (3) 消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。
  - (4) 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用しております。

## (会計方針の変更等に関する注記)

### (会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更いたします。企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額はありません。

### (会計上の見積りの変更)

当社は従来、たな卸資産の評価基準について、取得から一定の期間を超える場合には原則として一定の率に基づき規則的に帳簿価額を切り下げた価額をもって貸借対照表価額としておりましたが、急激な価格下落及びたな卸資産の滞留状況等に鑑み、たな卸資産に係る収益性の低下の事実をより適切に財政状態及び経営成績に反映させるため、当事業年度において、帳簿価額切り下げに係る一定の期間及び一定の率について変更することといたしました。

この結果、従来の方と比べて、当事業年度の売上原価が47,068百万円増加し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失が同額増加しております。

## (貸借対照表に関する注記)

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 現金及び預金    | 23,912百万円         |
| 受取手形      | 41百万円             |
| 売掛金       | 65,028百万円         |
| 製品        | 36,101百万円         |
| 仕掛品       | 17,703百万円         |
| 原材料及び貯蔵品  | 7,835百万円          |
| 流動資産のその他  | 12,683百万円         |
| 建物        | 151,445百万円        |
| 構築物       | 4,390百万円          |
| 機械及び装置    | 9,802百万円          |
| 車両運搬具     | 4百万円              |
| 工具、器具及び備品 | 2,489百万円          |
| 土地        | 80,785百万円         |
| 投資有価証券    | 29,334百万円         |
| 関係会社株式    | 20,755百万円         |
| 関係会社出資金   | 569百万円            |
| 合計        | <u>462,884百万円</u> |

|   |  |                  |
|---|--|------------------|
| (2) 担保に係る債務   |  |                  |
| 短期借入金   |  | 426,693百万円       |
| 当事業年度末において担保に供している現金及び預金23,912百万円は、スタンドバイ信用状開設のための担保に供しております。   |  |                  |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額   |  | 1,793,606百万円     |
| 3. 偶発債務   |  |                  |
| (1) 保証債務  |  |                  |
| 従業員住宅資金借入に対する保証   |  | 11,865百万円        |
| リース債務に対する保証   |  |                  |
| シャープ・エレクトロニクス（ヨーロップ）・リミテッド  |  | 199百万円           |
| シャープ・ビジネス・システムズ・フランス・エス・エー・エス   |  | 163百万円           |
| シャープ・ビジネス・システムズ・ユークー・ピー・エル・シー   |  | 36百万円            |
| シャープ・エレクトロニクス・イタリア・エス・ピー・エー   |  | 29百万円            |
| シャープ・エレクトロニクス・ベネルクス・ビー・ヴィ   |  | 1百万円             |
| 合計  |  | <u>12,295百万円</u> |
| (2) ソーラーパネルの原材料（ポリシリコン）の購入契約関連  |  |                  |
| ソーラーパネルの原材料（ポリシリコン）の購入契約については、買付契約評価引当金を設定しておりますが、ソーラーパネルの原材料（ポリシリコン）の期末における購入契約には転売が禁止されているものがあるため、将来使用見込みが無くなった場合には回収が困難となり、追加の損失が発生する可能性があります。当該転売が禁止されている原材料の購入契約の買付契約評価引当金控除後の契約残高は19,436百万円であります。                       |  |                  |
| (3) 生産拠点で使用する電気等の供給に係る長期契約関連  |  |                  |
| 堺工場において太陽電池を生産するために必要な電気等の供給につき、複数のサプライヤーとの間で長期契約を締結しております。当該契約の当事業年度末の未経過残高は合計で38,063百万円（残年数は1.5年から12.75年）となっており、いずれも中途解約は不能であります。   |  |                  |
| 当該電気等の供給に関する長期契約により、年間480メガワットの太陽電池生産が可能となっておりますが、堺工場における実際の生産量は現在年間160メガワット程度に留まっており、これらの長期契約は、エネルギーソリューション事業の割高な生産コストの原因となっております。しかし、堺工場における電気等の市場価格や当該契約によらない場合の電気等の調達価格及びそれらに基づく適正な生産コストの算定はできないため、当該契約に係る損失の見積りは困難であります。 |  |                  |
| (4) その他   |  |                  |
| T F T 液晶事業に関し、欧州委員会競争総局等による調査を受けており、また、北米等において損害賠償を求める民事訴訟が提起されております。   |  |                  |
| 4. 関係会社に対する短期金銭債権   |  | 203,817百万円       |
| 関係会社に対する長期金銭債権  |  | 135百万円           |
| 関係会社に対する短期金銭債務  |  | 183,058百万円       |
| 関係会社に対する長期金銭債務  |  | 5,139百万円         |

(損益計算書に関する注記)

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| 1. 関係会社に対する売上高        | 1,472,614百万円 |
| 関係会社よりの仕入高            | 924,538百万円   |
| 関係会社との営業取引以外の取引による取引高 | 49,326百万円    |
| 2. 減損損失の内訳            |              |

| 用途  | 種類                    | 場所                                    |
|---|-----------------------|---------------------------------------|
| 事業用資産<br>(コンシューマーエレクトロニクス(デジタル情報家電)生産設備等) | 金型、長期前払費用等            | コンシューマーエレクトロニクス<br>カンパニー<br>栃木県矢板市    |
| 事業用資産<br>(エネルギーソリューション生産設備等)              | 建物、機械及び装置、<br>ソフトウェア等 | エネルギーソリューションカンパニー<br>奈良県葛城市<br>大阪府堺市他 |
| 事業用資産<br>(電子デバイス生産設備等)                    | 建物等                   | 電子デバイスカンパニー<br>広島県三原市他                |
| 事業用資産<br>(ディスプレイデバイス生産設備等)                | 建物、機械及び装置、<br>フォトマスク等 | ディスプレイデバイスカンパニー<br>三重県亀山市<br>三重県多気町他  |
| 遊休資産                                      | 建物等                   | 奈良県天理市<br>奈良県大和郡山市                    |

当社は、事業用資産については事業所及び事業の種類等を総合的に勘案してグルーピングを行い、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

コンシューマーエレクトロニクス(デジタル情報家電)の当事業用資産については、収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度に当該減少額(562百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、金型68百万円、長期前払費用424百万円、その他70百万円であります。なお、回収可能価額の算定は、建物、土地については鑑定評価に基づく正味売却価額によっております。また、その他の資産については正味売却価額を零としております。

エネルギーソリューションの当事業用資産については、収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度に当該減少額(2,761百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物647百万円、機械及び装置397百万円、ソフトウェア1,102百万円、その他615百万円であります。なお、回収可能価額の算定は、建物、土地については鑑定評価に基づく正味売却価額によっております。また、その他の資産については正味売却価額を零としております。

電子デバイスの当社事業用資産の一部については、生産体制の見直し及び集約予定であることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度に当該減少額(2百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物1百万円、その他0百万円であります。なお、回収可能価額の算定は、建物、土地については鑑定評価に基づく正味売却価額によっております。また、その他の資産については正味売却価額を零としております。

ディスプレイデバイスの当社事業用資産については、収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度に当該減少額(12,319百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物4,078百万円、機械及び装置4,401百万円、フォトマスク2,342百万円、その他1,498百万円であります。なお、回収可能価額の算定は、建物、機械装置、土地については鑑定評価等に基づく正味売却価額によっております。また、その他の資産については正味売却価額を零としております。

遊休状態である一部の当社共用資産等については、将来使用見込みがなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度に当該減少額(1,169百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物1,102百万円、その他67百万円であります。なお、回収可能価額の算定は、正味売却価額を零としております。

### 3. 事業構造改革費用

事業構造改革費用の内訳は以下のとおりであります。

- (1) 従業員の希望退職に係る費用(19,779百万円)
- (2) 米州向け液晶テレビ事業の構造改革に伴う資産処分損失等(2,611百万円)
- (3) 電子デバイスの構造改革に伴い、販売が見込めなくなった、たな卸資産評価損等(6,094百万円)

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

10,536,390株

### (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、たな卸資産、固定資産、繰越欠損金等であり、評価性引当額を控除してあります。

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金、固定資産圧縮積立金等であります。

### (リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

- |                          |          |
|--------------------------|----------|
| 1. 当事業年度末日における取得原価相当額    | 1,153百万円 |
| 2. 当事業年度末日における減価償却累計額相当額 | 1,133百万円 |
| 3. 当事業年度末日における未経過リース料相当額 | 19百万円    |

## (関連当事者との取引に関する注記)

## 1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 種類  | 会社等の名称   | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者<br>との関係                             | 取引の内容   | 取引金額            | 科目    | 期末残高            |
|-----|--|--------------------|---|---|-----------------|-------|-----------------|
| 子会社 | シャープ<br>エレクトロニクス<br>マーケティング㈱                               | 所有<br>直接 100.0%    | 当社製品の販売                                   | 売上<br>(注1)                                      | 220,534         | 売掛金   | 28,287<br>(注11) |
|     |  |                    |   | 担保資産の受入<br>(注3)<br>(注4)<br>(注5)<br>(注6)<br>(注7) | 426,693<br>(注8) | -     | -               |
| 子会社 | シャープ<br>マニファクチャリング<br>システム㈱                                | 所有<br>直接 100.0%    | 当社製品の生産設備<br>及び金型等の製造                     | 担保資産の受入<br>(注6)<br>(注7)                         | 426,693<br>(注8) | -     | -               |
| 子会社 | シャープ<br>エネルギー<br>ソリューション㈱                                  | 所有<br>直接 100.0%    | 当社製品の販売及び<br>設置工事                         | 担保資産の受入<br>(注3)<br>(注5)<br>(注6)<br>(注7)         | 426,693<br>(注8) | -     | -               |
|     |  |                    |   | 資金の預り<br>(注9)                                   | 8,230<br>(注10)  | 預り金   | 13,830          |
|     |  |                    |   | 利息の支払<br>(注9)                                   | 116             | -     | -               |
| 子会社 | シャープ<br>ビジネス<br>ソリューション㈱                                   | 所有<br>直接 100.0%    | ソフトウェアの開発<br>販売及び当社製品の<br>販売・アフターサー<br>ビス | 担保資産の受入<br>(注3)<br>(注4)<br>(注5)<br>(注7)         | 426,693<br>(注8) | -     | -               |
| 子会社 | シャープ<br>トレーディング㈱   | 所有<br>直接 100.0%    | 当社製品及び当社デ<br>バイスの輸入                       | 仕入<br>(注2)                                      | 314,797         | 買掛金   | 17,211<br>(注11) |
| 子会社 | i Deep<br>ソリューションズ㈱  | 所有<br>直接 100.0%    | 当社製品を使用した<br>テレビ会議システムの<br>販売及びリース        | 担保資産の受入<br>(注4)<br>(注7)                         | 426,693<br>(注8) | -     | -               |
| 子会社 | シャープ・インターナ<br>ショナル・ファイナ<br>ンス(ユナイテッドキン<br>グダム)ピー・エル・シ<br>ー | 所有<br>直接 100.0%    | 当社及び関係会社へ<br>の資金貸付                        | 資金の借入<br>(注9)                                   | 479<br>(注10)    | 短期借入金 | 15,628          |
|     |  |                    |   | 利息の支払<br>(注9)                                   | 363             | -     | -               |

(注1) 価格その他の取引条件は、市場価格等を勘案し決定しております。

(注2) 価格その他の取引条件は、市場価格や同社の経費等を勘案し決定しております。

(注3) 当社の金融機関からの借入金に対して、同社が保有する取引債権の担保提供を受けております。

(注4) 当社の金融機関からの借入金に対して、同社が保有する有価証券の担保提供を受けております。

(注5) 当社の金融機関からの借入金に対して、同社が保有するたな卸資産の担保提供を受けております。

(注6) 当社の金融機関からの借入金に対して、同社が保有する土地等の不動産の担保提供を受けております。

(注7) 担保提供料の支払は行っておりません。

- (注8) 取引金額には担保に係る債務の期末残高を記載しており、全て当社の平成24年9月27日及び平成25年6月25日に締結した金銭消費借契約による借入残高426,693百万円に係るものであります。
- (注9) 資金の預り、資金の借入は当社グループで行っているグループファイナンスに係るものであり、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注10) 取引金額は当事業年度の純額を記載しております。
- (注11) 期末残高には、消費税等を含んでおります。

## 2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

| 種類                          | 会社等の名称                            | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者<br>との関係    | 取引の内容           | 取引金額   | 科目 | 期末残高 |
|-----------------------------|-----------------------------------|---------------------|------------------|-----------------|--------|----|------|
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 | ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ(株)<br>(注1) | —                   | 当社社外取締役が代表取締役を兼任 | 第三者割当増資<br>(注2) | 25,000 | —  | —    |

(注1) 当社社外取締役の齋藤進一氏はジャパン・インダストリアル・ソリューションズ(株)の代表取締役を兼任しております。

(注2) ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ(株)を無限責任組合員とするジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合は、当社との間で1株1,000,000円とするB種種類株式の引受契約を締結しております。なお、この契約は齋藤進一氏が当社社外取締役就任前に締結し、その後株主総会で特別決議による本種類株式の発行に係る議案の承認を得て払い込みを受けたものであるため、契約締結時点においては齋藤進一氏と当社との間には特別の利害関係はありませんでした。また、取引価格は当社から独立した第三者評価機関であるデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザーによる一般的な価値算定モデルである二項ツリーモデルを用いて評価された本種類株式の価値分析に基づき、株主総会での特別決議による承認を得た上で決定しております。

### (1株当たり情報に関する注記)

- |               |          |
|---------------|----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | △163円03銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 159円19銭  |

### (重要な後発事象に関する注記)

連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載しております。